

豊川市監査公表第5号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成27年5月8日

豊川市監査委員 鈴木 不二夫
同 上 澤 勉

監査結果に基づく措置通知書（上下水道部水道業務課）

監査実施期間 平成26年12月 1日から

豊川市監査公表第47号分

平成27年 1月16日まで

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(検討事項)</p> <p>1 会計課及び各支所における水道事業の業務に係る公金収納事務を、現金取扱員ではない職員が取扱っているの で、責任の所在を明確にするため、その職員を現金取扱員に任命するとともに、個別の領収印の配備を検討されたい。</p>	<p>1 公金取扱業務の責任の所在を明確にするため、平成27年4月より次のとおり運用を改めた。</p> <p>現金取扱員については、全ての公金取扱職員を現金取扱員に任命した。</p> <p>また、領収印については、音羽支所、御津支所及び小坂井支所では、個別の領収印を配備し、取扱件数が僅少である一宮総合支所及び会計課では、領収書等に領収印と併せて取扱者の認印を押印することにより、公金取扱者を特定できるようにした。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成27年4月20日現在のものである。